

豊川市監査公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月1日

豊川市監査委員
同
同

鈴木 不二夫
上 澤 勉
松 下 広 和

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象

(1) 対象団体

公益社団法人 豊川市シルバー人材センター

(2) 所管部署

福祉部介護高齢課

2 監査の範囲

(1) 対象団体

平成27年度豊川市シルバー人材センター会計
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(2) 所管部署

平成27年度一般会計
(上記団体関係分)

3 監査の実施期間

平成28年5月31日～平成28年6月29日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

ア 財政援助の目的、内容について

イ 交付の金額、時期、方法、手続等について

ウ 対象事業等の執行について

エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

ア 財政援助の目的、内容について

イ 交付の金額、時期、方法、手続等について

ウ 対象事業等の執行について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【公益社団法人 豊川市シルバー人材センター】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。

【福祉部介護高齢課】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。